

大阪市告示第902号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館および臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立長居プール 水泳場(25メートルプール)	令和8年7月21日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立長居プール 水泳場(屋外プール)	令和8年7月6日（月）
	令和8年7月13日（月）
	令和8年7月21日（火）
	令和8年7月27日（月）

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)